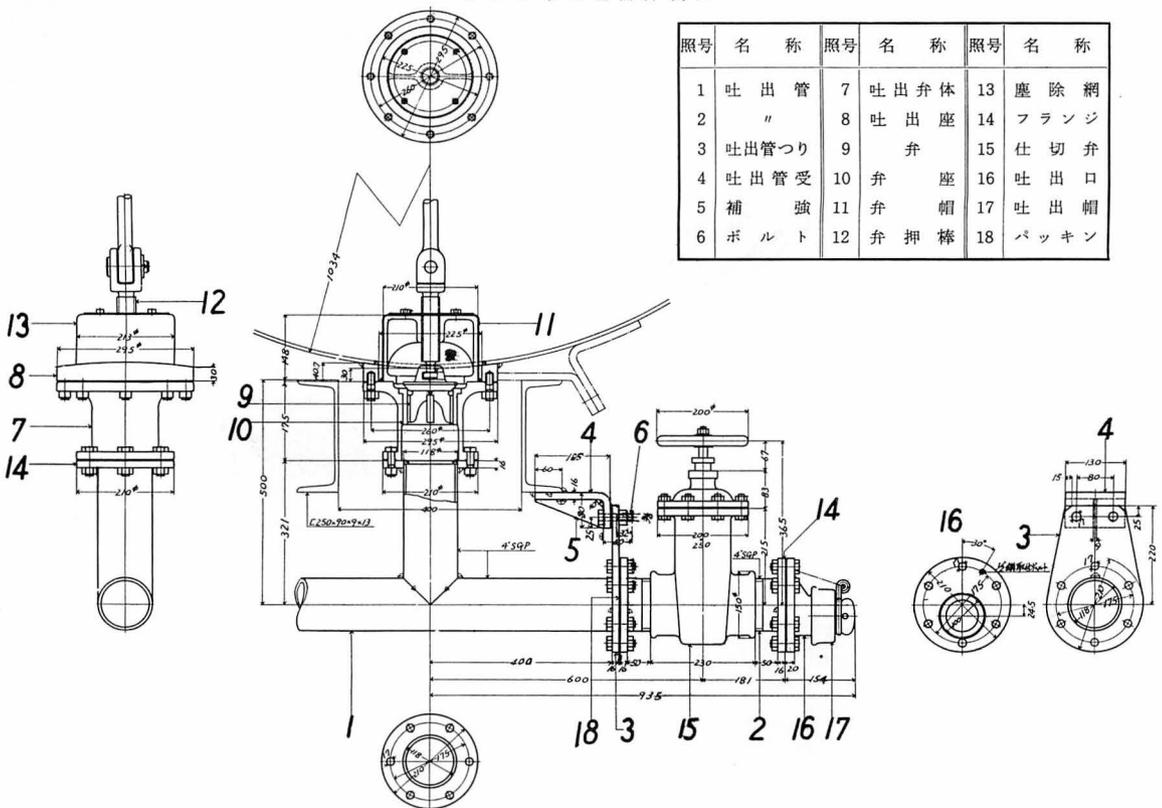


照号	名称	照号	名称	照号	名称
1	吐出管	7	吐出弁体	13	塵除網
2	"	8	吐出座	14	フランジ
3	吐出管つり	9	弁	15	仕切弁
4	吐出管受	10	弁座	16	吐出口
5	補強	11	弁帽	17	吐出帽
6	ボルト	12	弁押棒	18	パッキン



す。濃硝酸用はステンレス鋼か、アルミニウムでタンクを作る。タンク外部の塗装は黒色であるが、高压ガス容器に指定されている液体アンモニア専用は白色、液体塩素専用は黄色に指定されている。タンク車は大部分が私有車となっている。

波よけ板 タンクが直径方向に変形するのを防ぐとともに、衝撃によって液が一方に片寄るのを防ぐために設けたもので、左右胴板にかけ渡してとりつけ、上下はすかしてある。

吐出弁・仕切弁 主として油類を輸送するタンク車では、液の取出はタンク下部から吐出管を通じて行いが、液の漏れを完全に防ぐため、タンク中央の底と左右に分かれた吐出管の各側に、バルブを設けている。前者を吐出弁、後者を仕切弁という。吐出弁の操作はドーム内で弁と連結した弁棒の上端を、ハンドルで回して行う(図)。(大野 猛)

たんこうかんじょう 炭鉱勘定 志免鉱業所における石炭の採掘に要する経費、およびその炭鉱施設の維持修理に要する経費とその回収額を記録整理する勘定であって、会計上清算勘定と呼ばれ、炭鉱収入と炭鉱経費に区分されている。炭鉱経費は石炭の採掘に要する労務費・物品費その他の経費を記録整理し、炭鉱収入は、生産炭を貯蔵品に編入したときの回収額等をその収入として記録整理する。生産炭を貯蔵品に編入する場合の価格は、予定価格によっているため、これによって回収される炭鉱収入は炭鉱経費と一致しないが、この差額は事業年度末において、総括決算箇所貯蔵品価格改訂勘定へ振替整理する。この結果経費と収入とが同額となること、この勘定の特長である。
—炭鉱経理規程。(中川登代雄)

たんこうけいりきてい 炭鉱経理規程 志免鉱業所の産出炭に対する経理処理方式については、昭和 21・1 に鉄道局鉱業所

採炭経理規程が制定され、石炭勘定が設置されて、鉱業所において石炭採掘上発生するすべての受払を整理するに至った。然るに昭和 22 年度に国鉄会計が企業会計制度に移行し、前記規程も改正する必要に迫られていたが、昭和 28・6・25 総裁達第 421 号で、炭鉱経理規程が改めて制定され、同年 4・1 から適用されるに至った。本規程は鉱業所を国鉄内部における石炭事業の企業単位とみなし、石炭事業を対象とする経理規程であって、主として財務計算および原価計算を内容とするものであるが、鉱業所で取扱う現金・物品・財産等の一般国鉄会計事務については、それぞれ一般国鉄会計法規によって処理することになっている。本規程の根幹をなしているものは、毎事業年度首における鉱業所の資産総額と負債総額の差額をもって本社勘定(一種の資本)とし、その本社勘定の具体的内容である流動資産・作業資産・固定資産・短期負債等をもって事業活動を開始し、年度末に資産負債表および経営成績表を作成し、その年度の財政状態と経営成績を明らかにすることと、事後原価計算を実施し、原価比較あるいは原価分析をして、経営管理の適正化を期していることである。本規程は 6 章 28 条、付則および付属様式からなっている。第 1 章総則は目的・適用範囲・用語の意義等総則的事項を規定している。産出炭には輸送炭・自家消費炭・工事経費消費炭・売却炭および繰越炭(年度末のみ)があるが、これ等のうち輸送炭がもっとも重要なものである。第 2 章炭鉱勘定は、炭鉱収入および炭鉱経費の内容を明らかにし、各種炭の単価について規定している。工場勘定および電気勘定の収入は、標準経費回収の建前をとっているが、炭鉱勘定ではその方式をとらない。すなわち輸送炭の 1 t 当り単価の算出に当っては、年間標準経費額および年間標準生産量によらないで、北九州地区の